

興行場法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年9月29日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第33号

興行場法施行条例の一部を改正する条例

興行場法施行条例（昭和59年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「相続、合併又は」を「興行場の営業の譲渡又は相続、合併若しくは」に改める。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。